

公

告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

令和8年7月13日

廿日市市長 松 本 太 郎



1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

tinacourt（ティナコート）

(2) 所在地

廿日市市新宮1丁目1316-25 外

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 別紙のとおり

（変更後） 別紙のとおり

3 変更の日

令和8年7月1日

4 変更する理由

別紙のとおり

5 届出年月日

令和8年7月2日

6 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧場所

廿日市市産業部産業振興課（廿日市市下平良一丁目11番1号）

(2) 縦覧期間

令和8年7月13日から令和8年11月13日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(3) 縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 意見書の提出

法第8条第2項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年11月13日

(2) 提出先

廿日市市産業部産業振興課

(別紙)

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前)

小売業者		住所	変更年月日・理由
名称	代表者		
株式会社 エディオン	代表取締役 久保允善	広島県広島市中区紙屋町2丁目1番18号	
株式会社 丸久	代表取締役社長 宇佐川浩之	山口県防府市大字江泊1936番地	
株式会社 ツルハグール・ドラッグ & ファーマシー西日本	代表取締役社長 村上正一	広島県広島市西区井口明神1丁目1番10号	
株式会社 やまだ屋	代表取締役 中村靖富満	広島県廿日市市宮島町835番地の1	
株式会社タカキベーカーリー	代表取締役 坂本和久	広島県広島市中区鶴見町2番19号	

(変更後)

小売業者		住所	変更年月日・理由
名称	代表者		
株式会社 エディオン	代表取締役 久保允善	広島県広島市中区紙屋町2丁目1番18号	
株式会社 丸久	代表取締役社長 宇佐川浩之	山口県防府市大字江泊1936番地	
株式会社 ツルハグール・ドラッグ & ファーマシー西日本	代表取締役社長 村上正一	広島県広島市西区井口明神1丁目1番10号	
株式会社 やまだ屋	代表取締役 中村靖富満	広島県廿日市市宮島町835番地の1	
株式会社タカキベーカーリー	代表取締役 坂本和久	広島県広島市中区鶴見町2番19号	
株式会社 ジャムス	代表取締役 後藤良雄	大分県大分市松原町2丁目4-1	2026年7月1日 入店